

千 赤 教 第 1903 号
令和 5 年 3 月 24 日

千早赤阪村立学校保護者の皆様へ

千早赤阪村教育委員会

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

春分の候、保護者の皆様におかれましては、平素より本村の教育活動へご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

文部科学省からの通知にともない、令和 5 年 3 月 17 日、大阪府教育委員会より新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方に係る内容の変更依頼がありました。

つきましては、村立学校における新学期以降の学校におけるマスクの取扱いについては、下記の通り対応いたしますので、よろしく願いいたします。

記

○児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

- ・ ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨します。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにし、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。

〔 感染者に関するうわさ等、風評被害による偏見や差別が生じることのないよう、また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見がないようによりお願いいたします。〕

問い合わせ先 千早赤阪村教育委員会
TEL 0721-72-1300